

# 入札公告

## 物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年10月26日

東広島市長 藏田 義雄

### 1 入札に付する事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 東広島市例規システム導入及び保守管理業務                        |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-28-0022                                  |
| (3) 物品・委託役務内容   | 例規データベースシステムの導入及び加除式例規集の作成並びにこれらの保守管理を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から平成34年3月31日まで                      |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市役所庁舎内及び受注者が管理するサーバ設置場所                  |
| (6) 予定価格        | 非公表   |
| (7) 最低制限価格      | なし  |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                                      |
| (9) 入札区分        | 紙入札   |
| (10) 契約種別       | 総価契約  |

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のすべて 印刷・看板>一般印刷 情報処理>データ処理
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店又は営業所を有する者
オ 会社の履行実績	平成18年4月1日から平成28年10月26日までの間において、同種実績があること。  同種実績とは、国、都道府県又は契約日時点において人口10万人以上の市が発注した例規システム(条文の検索及び引用条項のリンク並びに例規の改正における審査機能を有するものに限る。)の導入及び保守管理並びに加除式図書による例規集台本の作成及び追録の加除作業を履行した元請実績をいう。 なお、加除式図書による例規集台本の作成及び追録の加除作業については、例規システムの導入及び保守管理に関する業務と発注者が異なっても構わない。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

### 3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)(東広島市ホームページ掲載)とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年10月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年10月26日～ 平成28年11月16日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年10月26日～ 平成28年11月 2日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0907 ファックス番号 082-420-0415  質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年11月 8日～ 平成28年11月16日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年11月14日～ 平成28年11月15日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年11月16日 午前11時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出を求める。

5 資格要件確認資料の提出

落札候補者となった者は、資格要件確認資料を持参により提出しなければならない。  
なお、資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書	申請書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 誓約書	誓約書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
ウ 会社の履行実績を確認するための資料	履行実績確認表及び発注者の履行実績証明書 ただし、東広島市の実績の場合、履行実績証明書は不要とする。 なお、発注者が履行実績証明書を発行しない等の事情により当該証明書の提出が困難であると東広島市が認めたときは、契約書その他の業務関連資料の提出をもってこれに代えることができるものとする。 履行実績確認表及び履行実績証明書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。

- (2) 提出部数は、1部とする。  
なお、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
- (3) 提出期限  
平成28年11月17日午後5時15分
- (4) 提出先  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
総務部契約課物品役務係
- (5) その他  
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。  
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 東広島市例規システム導入及び保守管理業務仕様書

## 1 業務名称

東広島市例規システム導入及び保守管理業務

## 2 履行期間

- (1) 履行期間 契約締結日の翌日から平成34年3月31日まで
- (2) システム稼働年月日 平成29年4月1日
- (3) システム稼働時の内容現在 平成29年1月1日現在

## 3 履行場所

東広島市役所庁舎内及び受注者が管理するサーバ設置場所

## 4 目的

本業務は、例規集データベースシステム（以下「本システム」という。）の導入及び加除式例規集の作成並びにこれらの保守管理を行うことにより、例規管理に係る事務の合理化と経費の削減を図るものである。

## 5 事業概要

### (1) システム導入

ア 本市から提供する東広島市例規集の現行例規約1,300件（平成28年9月1日現在）及び平成28年9月1日から平成29年1月1日までの間に公布し、制定改廃される例規約120件の更新データのシステムへの登録

(参考) 過去3か年における9月1日から翌年1月1日までの間に公布し、制定改廃された例規の件数

平成25年9月1日から 平成26年1月1日まで	平成26年9月1日から 平成27年1月1日まで	平成27年9月1日から 平成28年1月1日まで
82件	72件	121件

イ 例規及び法令の条項中で引用する他の例規及び法令へのリンクの設定

ウ 加除式例規集台本11部の作成

エ 本システムの操作マニュアルの提供

オ 例規審査担当職員に対する本システムの導入時操作研修の実施

カ 本システムはパッケージを導入するものであり、システムの構築、カスタマイズは行わない。

(2) 保守

ア 東広島市例規及び現行法令の制定改廃内容（例規間及び現行法令へのリンクを含む。）の本システムへの登録

イ 各施行日時点の例規及び改正内容を管理し閲覧可能な状態にする。

ウ 各更新時点での例規集を収録したCD-ROMの作成

エ 加除式例規集の追録作成及び加除作業

オ 本システムの操作研修の実施及び問い合わせ対応のためのヘルプデスク設置

カ 本システムを安定して運用するためのOS、ブラウザのアップデートへの対応

(3) IDC（インターネット・データ・センター）サービス

ア 法令改廃情報検索機能の提供

イ 現行法令検索機能の提供

ウ 判例検索機能の提供

エ IDCから提供されるサービスは、24時間365日利用可能であることとし、保守作業等によりサービスを停止する場合には、2週間以上前に発注者に通知すること。ただし、運用を継続することで障害が発生することが明らかである場合の緊急停止については、都度発注者に通知すること。

ウ サービスの停止による稼働時間の低下は、年間1%以下を目標とし、別途サービス品質合意のための協議を行う。

## 6 仕様

(1) システム導入

ア システム基本仕様

(ア) 庁内イントラ方式（本市が指定する仮想サーバ内に格納し、庁内ネットワークを通して利用する。）又はLGWAN-ASP方式（総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network「LGWAN」）を経由し受注者が所有するサーバ内に格納されたシステムを利用する。）によることとし、本市の庁内LANに接続している全ての端末パソコンから以下の機能を利用できること。なお、システムの利用可能時間は、東広島市グループウェア（HGHネット）の運用時間（午前4時から翌日午前1時まで）とし、障害の発生時の対応については、5（3）エの規定を準用する。

(a) 例規及び現行法令の検索・閲覧機能

(b) 一部改正文・新旧対照表の自動生成機能及びその審査機能（改正の内容、改正文の表記、例規本文中の他の条項の改正漏れ等を自動点検する機能をいう。以下同じ。）

- (c) 新規制定・一部改正文の外部データ取り込み機能及びその審査機能
- (イ) パソコン端末に特別なソフトウェアをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

**【動作環境】**

■O S : Windows7Enterprise (32BIT) /Windows7Professional (32BIT) Windows8.1 (64BIT)/Windows10 (64BIT)

■ブラウザ : Internet Explorer8/Internet Explorer9/Internet Explorer11

- (ウ) 市は本業務の履行のために必要な範囲で、所有する例規に関するデータを受注者に提供する。ただし、データの利用は、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限る。
- (エ) システム導入は(ア)に規定する方式で、システムを利用可能な状態にすることによって行うものとする。

イ システム詳細仕様

(ア) 例規検索

(a) 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能

(b) 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規を閲覧できる機能

(c) 未施行例規検索機能

公布後施行前の例規条文を溶け込ませて閲覧できる機能

(d) 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別から原議を検索できる機能

(e) 本文表示機能

例規本文、別表、様式、原議本文を表示できる機能

(f) 引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能

(g) リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能

(h) 原議リンク機能

原議について、沿革情報又は例規本文から該当原議を表示できる機能

(i) 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等をR T F形式でダウンロード、印刷できる機能

(j) 様式出力機能

選択した様式をR T F形式でダウンロード、印刷できる機能

- (k) 検索結果出力機能
  - 検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でダウンロード、印刷でき、例規データを一括出力できる機能
- (l) 新旧対照表出力機能
  - 新旧対照表をRTF形式でダウンロードできる機能
- (m) 出力フォーマット設定機能
  - 例規条文・新旧対照表の出力設定（数字の全半角など）ができる機能
- (n) 改正箇所確認機能
  - 例規本文中から、各施行日時点の改正箇所を見え消し等により比較強調して表示し、確認できる機能
- (o) 改正箇所新旧対照表形式確認機能
  - 本文新旧対照表形式で1つ以上前の施行時点からの改正箇所を確認できる機能
- (イ) 例規起案・審査
  - (a) 条文編集機能
    - クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文を編集できる機能
  - (b) 法制執務支援機能
    - 例規の各構造に対して、異なる制定・発令形式での改正、順序を無視した改正、改正箇所が特定できない字句の指定等法制執務上行えない改正作業を防止する機能
  - (c) 改正箇所確認機能
    - 本文見え消し表示等により、編集箇所を比較強調して表示し、確認できる機能
  - (d) 改正文生成機能
    - 条文の編集を行った後、改正文を自動生成し、複数施行日の設定や多段改正にも対応する機能
  - (e) 新旧対照表生成機能
    - 条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能
  - (f) 原議生成機能
    - 原議を自動生成する機能（本則での複数の例規の改正形式、多段改正形式の原議生成対応）
  - (g) 繰上げ・繰下げ機能
    - 条・項・号の一括繰上げ・繰下げができ、任意に指定した条・項・号のみを繰上げ・繰下げすることもできる機能
  - (h) 同一字句改正機能
    - 同一字句改正について、編集画面にて検索、置換処理できる機能
  - (i) 出力フォーマット設定機能

条文及び新旧対照表を指定した設定で出力できる機能

(j) 条文点検機能

条文構造（公布・発令文から附則、別表・様式までの例規本文中の配置、定義・略称規定の用法、条文の引用関係等をいう。以下同じ。）、日本語表記（誤字・脱字、用字・用語・配字が適切に用いられているか等。以下同じ。）、形式事項（条項番号、引用法令の名称、制定・発令形式等。以下同じ。）について点検できる機能

(k) 原議点検機能

原議構造（公布・発令文が適切か、改正順序・改正内容、条文の引用関係に誤りがないか等をいう。以下同じ。）、日本語表記、形式事項について点検できる機能

(l) 溶け込ませ点検機能

原議を溶け込ませた後の条文構造、形式事項、引用関係を点検できる機能

(m) データ取込機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能（条文・原議構造、日本語表記、形式事項について審査する機能をいう。）。一部改正については、データを取り込んだ後、新旧対照表を自動生成する機能

(n) 改正箇所表示機能

溶け込ませた後の条文をシミュレーション表示し、見え消し表示等により、改正箇所を比較強調して表示し、確認できる機能

(o) 出力機能

溶け込ませた後の条文をR T F形式でダウンロード、印刷できる機能

(p) 引用条文確認機能

溶け込ませ点検時に、法令、自例規、他例規の引用情報を表示し、引用先を確認できる機能

(q) 原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議をひとつに統合）する機能

(r) 引用法令検索システム

(a) 例規で引用している法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

(b) 用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から検索できる機能を有すること。

(c) 法令を引用している例規を一覧表示し、該当例規にジャンプできること。

(d) 法令の全文又は特定部分をR T F形式で出力できること。

(s) 過去履歴

本業務委託以前の例規データを閲覧できるようにすること。

(オ) 過去原議

本業務委託以前の過去原議データをシステムに登載し、閲覧できるようにすること。

(カ) 加除式台本の作成

システム稼働時と同一内容を収録したA5判の加除式例規集を11部作成すること。

(キ) システム操作のサポート

(ク) 操作マニュアルの提供

本システムの操作マニュアルを提供すること。

(2) 保守

ア 例規の制定、改廃内容及び当該制定、改廃に係る改正文等を例規システムに反映し、及び登録するためのデータ（以下「更新データ」という。）を発注者から送付された際には、受注者は年4回から12回までの範囲内で、当該更新データの送付を受けた後3月以内に、当該更新データをもとに、例規データベースの更新を行うこと。

イ 更新データをシステムに反映させる際は、受注者においても発注者から受領した更新データの内容を確認し、誤字脱字や他の法令・例規の引用関係等について疑義が生じた場合には、発注者に照会すること。

ウ CD-ROMの作成

体系、五十音から検索でき、例規本文中で引用している他の例規へのリンク機能を有するHTML版例規システムを収録したCD-ROMを、年4回から12回までの範囲内で発注者から更新データを受領した都度、次のとおり作成し、当該更新データの受領後3月以内に納品すること。

(ア) 保管用1枚

(イ) 配布用15枚

(ロ) HP公開用（条例・規則のみを登載したもの）1枚

エ 加除式例規集の追録発行及び加除作業

加除式例規集の追録を年2回発行し加除作業を行うこと（毎年1月1日現在及び7月1日現在の内容に更新する。）。

オ システム操作研修・説明

(ア) システム導入後、毎年2回、発注者と受注者が別に協議し定める時期に、職員に対する操作説明研修会を実施し、研修の際に必要な機材については受注者の負担で用意すること。

(イ) 操作方法についての問い合わせ窓口（ヘルプデスク）を設置するとともに、必要に応じて担当の社員を派遣し、操作説明を行うこと。

(ロ) 例規管理システム及び例規検索システムを安定して運用するためにWEBブラウ



ザ、OSの更新等保守管理に伴う機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

### (3) IDCサービス

#### ア 法令改廃情報検索機能

- (ア) 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。
- (イ) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名とリンクした一覧で確認できること。
- (ウ) 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- (エ) 法令について、改正履歴の見え消し表示や、新旧対照表を参照できること。

#### イ 現行法令検索システム

- (ア) 現行の憲法・法律・政令・府省令・規則・告示・規程を検索・閲覧できること。
- (イ) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- (ウ) 法令本文は施行日単位で切替表示でき、1つ前の施行時点からの改正箇所を見え消し形式又は新旧対照表形式で確認できること。
- (エ) 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- (オ) 法令の全文又は特定部分をR T F形式で出力できること。
- (カ) 更新は週に1回実施可能であること。

#### ウ 判例検索システム

- (ア) 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- (イ) 判例集に記載された判示事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
- (ウ) 判例本文から関連する法令を表示できること。
- (エ) 更新は週に1回実施可能であること。

## 7 業務委託料の支払い（部分払い）に係る履行区分

本業務の履行区分及び履行期限（部分払いに係る部分完了期限）は、次のとおりとする。

### (1) システム等導入

- ア システム導入（数量は、5（1）アを参照すること。）
- イ 加除式台本作成（数量は、5（1）ウを参照すること。）

### (2) 保守管理等業務及びIDCサービス

#### ア 例規システム及び例規集の保守管理に係る作業

- (ア) システムのバージョンアップ等作業（システムを安定して運用するために必要なバージョンアップ等については、必要に応じて受注者において行うこと。）

- (イ) 例規更新データ作成（新規・一部改正、年約300件）  
例規更新データ作成（廃止・一括整備等、年約50件）
- (ウ) CD-ROM版作成（数量は、6（2）ウを参照すること。）
- (エ) 追録作成（加除作業を含む。）（毎年1月1日現在及び7月1日現在の内容に更新すること。）

イ その他の機能に係る業務

- (7) 法令改廃情報検索機能使用料
- (イ) 法令検索システム利用IDの提供（利用ID数：2ID（1IDは総務課専用とする。））
- (ウ) 判例検索システム利用IDの提供（利用ID数：2ID（1IDは総務課専用とする。））
- (エ) 法制執務に関する問い合わせ・相談対応

(3) 上記（1）及び（2）に係る履行期限

（1）については平成29年5月31日とする。（ただし、（1）アについては平成29年4月1日に全職員向けに使用可能となること。）

（2）については、平成29年4月1日から平成33年9月30日までの間における各年の9月30日及び3月31日とする。

## 8 部分払及び債務負担行為特則

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分 (7 業務委託料の支払い（部分払い）に係る履行区分)	支払金額	支払種別
システム等導入	円	部分払 (部分引渡し)
次に示す6か月ごとの期間における保守管理等業務及びIDCサービスの業務の各期履行分 平成29年4月から平成29年9月まで 平成29年10月から平成30年3月まで 平成30年4月から平成30年9月まで 平成30年10月から平成31年3月まで 平成31年4月から平成31年9月まで 平成31年10月から平成32年3月まで 平成32年4月から平成32年9月まで 平成32年10月から平成33年3月まで 平成33年4月から平成33年9月まで	円	
平成33年10月から平成34年3月までの期間における保守管理等業務及びIDCサービスの業務の各期履行分	円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないならば

ない。

- (3) 債務負担行為に係る契約の特則として、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は次のとおりとする。なお、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。

年度	支払限度額（出来高予定額）
平成29年度	支払限度額 円 (出来高予定額 )
平成30年度	支払限度額 円 (出来高予定額 )
平成31年度	支払限度額 円 (出来高予定額 )
平成32年度	支払限度額 円 (出来高予定額 )
平成33年度	支払限度額 円 (出来高予定額 )

## 9 契約締結後から運用開始までのスケジュール

- (1) 契約締結後直ちに、発注者は、受注者が本システムの導入のために必要とする例規に関するデータを提供する。
- (2) 受注者は、平成29年1月末までに、導入しようとするシステムのテスト環境を、総務課例規審査担当職員7人が通常業務に使用するパソコンで使用可能な状態にし、当該職員に対し必要な操作研修を実施する。
- (3) 発注者は、平成29年1月末までに、平成28年9月1日から平成29年1月1日までの更新データを受注者に送付する。
- (4) 発注者は、平成29年2月末までに、テスト環境において整備されたシステムが必要な機能を有するものであるかを確認し、修正すべき点があれば、都度受注者に報告する。
- (5) 受注者は、平成29年3月末までに、発注者から報告のあったシステムの修正及び(3)において送付を受けた更新データの登録を完了させる。
- (6) 受注者は平成29年4月1日からシステムを利用可能な状態とし、操作研修を東広島市職員約180人を対象に実施する。研修の日程については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

発注者／受注者の別	平成28年度				平成29年度
	12月	1月	2月	3月	4月
東広島市	①例規データ提供	①更新データ提供	①テスト環境システム機能確認 ②修正点報告		①運用開始
受注者		①テスト環境システム納品 ②例規審査担当職員に対する研修実施		①更新データ登録 ②システム納品	①職員を対象とした操作研修の実施

## 10 その他

契約期間が終了し、受注者が交代する場合は、既存のデータ提供等、次期システムへの移行作業が円滑に進むよう、努めること。